第十七条の四の二第一項第六号を削り、同条第二項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十八条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「この項及び次項において「開発研究用資産」を「この条において「開発研究用資産」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十九項第十号」を「第四十二条の四の二第三項第一号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定は、確定申告書等に開発研究用資産の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他財務省令で定める書類の提出があったときは、この限りでない。

第十八条の二から第十八条の四までを次のように改める。

第十八条の二から第十八条の四まで　削除

第十八条の五第一項中「、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、」を「若しくは」に改め、「若しくは第十八条の二第一項」を削り、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第十八条の六第一項中「、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、」を「若しくは」に改め、「若しくは第十八条の二第一項」を削る。

第十八条の七第一項中「第十七条の二から第十七条の二の三まで若しくは第十七条の五から第十八条の二まで」を「第十七条の二、第十七条の二の二若しくは第十八条」に改める。

第十八条の八第三項第一号中「第十七条の二の二第一項」を「第十七条の二第一項」に、「同号の第五欄に掲げる減価償却資産」を「同項に規定する特定機械装置等」に改め、同項第二号及び第三号中「第十七条の二の二第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、同条第十七項中「第十七条の二の二」を「第十七条の二」に改める。

第十八条の九第一項第二号中「次項及び」を削り、同条第二項中「特定住宅被災市町村の区域内」を「福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める」を「当該土地等が所在する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された」に、「同項第一号」を「租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号」に改め、同項各号を削る。

第三十八条の二第二項第六号イ⑵中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第三十九条第一項中「滅失した建物」を「滅失し、」に、「建物又は」を「建物（福島県の区域内に所在していたものに限る。）又は」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「求償権を含む。以下第四十一条」を「求償権を含む。以下同条」に改める。

第四十条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十条の二第一項を次のように改める。

東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）であって政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が被災農用地（警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）に代わるものとして同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をした農用地（当該被災農用地の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。）の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該農用地の取得後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第四十条の三を削り、第四十条の二の二を第四十条の三とする。

第四十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二を削る。

第四十七条中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「滅失した建物」を「滅失し、」に、「建物（以下この項」を「建物（福島県の区域内に所在していたものに限る。以下この号及び第三号」に、「。以下この項」を「。同号及び第三号」に改め、同項第二号中「建物（」を「建物（福島県の区域内に所在するものに限る。」に改め、同項第三号中「以下この項」を「次号及び第五号」に改める。

第五十条の見出し中「被災農用地」を「対象区域内農用地」に改め、同条第一項中「、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで（第一号に規定する対象区域内農用地に係るものであって当該各号のいずれかに該当する場合に作成するものについては」を削り、「と同年三月三十一日とのいずれか早い日まで）」を「まで」に改め、同項第一号中「東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項において同じ。）として政令で定めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）又は」を削り、「被災農用地を除く。以下この項」を「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。次号において同じ。）（同号」に改め、同項第二号中「被災農用地又は」を削る。

第五十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「又は」を「、第三十八条の三第五項又は」に改める。

第九条第一項中「令和十九年」を「令和二十九年」に改め、同条第二項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改める。

第十三条中「百分の二・一」を「百分の一・一」に改める。

第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項中「令和十九年」を「令和二十九年」に改める。

第十六条第一項中「令和十九年」を「令和二十九年」に改め、同条第二項中「所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、」を削り、「について準用する。この場合において」を「がある場合においては、所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については」に、「の規定及び」を「及び」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第十七条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、第三項中「確定申告書、修正申告書又は」とあるのは、「所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは同法第百七十三条第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは」と読み替えるものとする。